

吉川福祉専門学校 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、これからの超高齢社会において必要とされる福祉・介護ニーズに対応しうる質の高い専門的技術、知識及び実践力を兼ね備えた専門職業人を育成し、地域の介護サービスにおいて中心的役割を担える人材として貢献できる者の養成を目的とする。

(目的達成の評価及び公表)

第1条の2 本校は、学則に定める目的を達成し、さらに学校として組織的・継続的な改善を図るため、教育活動その他学校運営等の状況について自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 評価及び結果の公表に関する事項は、別に定める。

(研修及び研究)

第1条の3 本校では、教職員の資質向上及び教育方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を行うものとする。

2 研修及び研究に関する事項は、別に定める。

(名称)

第2条 本校は、吉川福祉専門学校という。

(位置)

第3条 本校の位置は、埼玉県吉川市保1丁目23番地14とする。

第2章 組織

(学科・修業年限・学級数・定員)

第4条 本校の課程・学科・修業年限・学級数及び定員は、次のとおりとする。

分野	課程	部	学科名	修業年限	総学級数	入学定員	総定員
教育・社会福祉	専門	I (昼)	介護福祉科	2年	2	40名	80名

2 生徒は、4年を超えて在学することができない。

第3章 学年・学期及び休日

(学年・学期)

第5条 学年及び学期は、次のとおりとする。

- (1) 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- (2) 学年を分けて次の2学期とする。
前期 4月1日から9月30日まで
後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休日)

第6条 本校の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 創立記念日
 - (4) 埼玉県民の日 11月14日
 - (5) 夏期休業日 7月20日から8月31日まで
 - (6) 冬期休業日 12月20日から翌年1月7日まで
 - (7) 春期休業日 3月20日から翌年度4月7日まで
- 2 校長が必要と認めたときは、休業日を変更し又は、休業日に授業若しくは、実習を行うことができる。

第4章 入学・休学及び退学

(入学資格)

第7条 本校の介護福祉科に入学できる者は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法による高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(入学試験)

第7条の2 本校の入学試験は、次のとおりとする。

- (1) 推薦入学試験
- (2) 社会人推薦入学試験
- (3) 一般入学試験
- (4) AO入学試験

(入学の時期)

第7条の3 本校の入学の時期は、毎年4月とする。

(入学志願手続き及び選考方法)

第8条 本校に入学を志願する者は、本校所定の入学願書に必要事項を記載して、選考料20,000円及び必要書類を添えて所定の期日までに出席しなければならない。
2 出席手続きを終了した者に対して、筆記試験、面接試験及び書類選考により入学選考を行い、入学者を決定する。

(入学許可)

第9条 前条の入学志願者は、教員会の議を経て校長より入学許可を受けなければならない。
2 本校に入学を許可された者は、所定の期日までに入学手続きをしなければならない。

(編入学・再入学・転入学)

第10条 本校は、編入学及び転入学を認めない。
2 正当な理由で退学した者が再入学を希望したときは、選考のうえ再入学することができる。
ただし、除籍者の再入学は、認めない。

(休学・退学)

第11条 休学、退学しようとする者は、その事由を付して校長に願出で許可を受けなければならない。

(復学)

第11条の2 休学の期間中に休学の理由がなくなったときは、校長の許可を受けて復学することができる。

(除籍)

第12条 次の各号の一に該当する者は、教職員会の議を経て校長が除籍する。
(1) 修業年限を超えて2年間なお修学できない者
(2) 授業料その他の費用の納付を怠り、督促しても納付しない者
(3) 長期にわたり欠席し、所在が把握できずかつ音信不通の者

第5章 教育課程・終始時刻及び授業時間

(教育課程)

第13条 本校の教育課程は、別表1とする。

(既修授業科目の認定)

第14条 他の介護福祉士養成施設において履修した授業科目を本校の授業科目の履修とみなすことができる。

ただし、授業科目の履修とみなす授業時間数は、本校の課程修了に必要な総授業数の2分の1を超えないものとする。

また、他の資格に係る養成を行う学校等において履修した授業科目は、領域「介護」に係る授業科目を除き、本校の授業科目の履修とみなすことができる。

2 その他既履修授業科目の認定に関する事項は、別に定める。

(授業終始時刻)

第15条 本校の授業終始時刻は、次のとおりとする。

介護福祉科

始業 午前9時00分

終業 午後2時30分

2 本校の1授業時間は、45分とし、連続して90分の授業を行った場合は、2授業時間とする。

第6章 学習の評価及び課程修了の認定等

(学習の評価)

第16条 本校学則に定める授業科目を履修し、当該科目の試験(論文等を含む)の成績、平素の学習状況及び出席状況等を総合評価して合格の認定を行う。

2 試験等の評価は、S・A・B・C・Dの5段階に分け、90点以上をS、80点以上をA、70点以上をB、60点以上をC、60点未満をDとし、C以上を合格とする。

3 追再試験料は、1科目：3,000円とし、追再試験不合格者は再履修とする。

4 課程修了の認定に必要な出席時間数は、学則(別表)に定める授業時間数の3分の2以上とする。

ただし、介護実習については、5分の4以上とする。

(単位の計算方法)

第17条 介護福祉科の教育課程は時間制とするが、成績証明書等の発行依頼者の要請により、単位に換算できるものとする。

なお、各授業科目の単位の計算方法については、授業方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によって単位を与える。

2 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業時数をもって1単位とする。

3 介護実習については、45時間の実習をもって1単位とする。

(進級・卒業の認定)

第18条 進級の認定は、教員会の議を経て校長が行う。

2 その他進級の認定に関する事項は、別に定める。

3 課程修了の認定は、教員会の議を経て行い、認定を受けた者に対し校長は、卒業証書を授与する。

(称号の付与)

第18条の2 前条の規定により、介護福祉科を修了した者には、専門士(教育・社会福祉専門課程)の称号を授与する。

第7章 教職員組織・各種委員会

(教職員組織)

第19条 本校に次の教職員を置く。

- | | |
|------------|------|
| (1) 校長 | 1名 |
| (2) 学科長 | 1名以上 |
| (3) 教員(専任) | 3名以上 |
| (4) 事務職員 | 3名以上 |

2 本校に副校長を置くことができ、教員(専任)を兼任することができる。

3 学科長は、校長、副校長及び教員(専任)が兼任することができる。

4 兼任教員を必要に応じて置くことができる。

5 本校に校長、副校長、学科長、教員(専任)及び事務職員をもって組織する教職員会を置く。

6 教職員会は、校長が招集し、校務に関する校長の諮問その他重要な事項について協議する。

(各種委員会)

第19条の2 本校には、校長が諮問する事項を審議し答申するため、各種委員会を置くものとする。

2 各種委員会は、校長が指名する教職員を委員として構成する。

なお、校長は、必要に応じて企業等の関係者を委員として委嘱することができる。

3 各種委員会に関する事項は、別に定める。

第8章 入学金・授業料・施設設備費及びその他の費用

(入学金・授業料・施設設備費及び実習費)

第20条 本校の入学金・授業料・施設設備費及び実習費は、次のとおりとする。

(千円)

学 科	学年	入学金	授業料	施設設備費	実習費	合計
介護福祉科	初年度	150	600	210	110	1,070
	2年度	—	600	210	110	920

2 前項に規定する入学金・授業料等の学費以外は納入を要しないものとする。

3 留年生の授業料等に関する事項は、別に定める。

(納入時期)

第21条

(千円)

学 科	学年	納入時期	入学金	授業料	施設設備費	実習費	合計
介護福祉科	初年度	入学時	150	300	210	55	715
		9月	—	300	—	55	355
	2年度	3月	—	300	210	55	565
		9月	—	300	—	55	355

(休学时納付金)

第22条 休学時の授業料及び実習費は、徴収しない。

2 その他休学時の納付金に関する事項は、別に定める。

(納付金の返還)

第23条 既に納入した入学金、授業料、施設設備費及び実習費は、原則として返還しない。

ただし、特別の事由のある場合は、その全部又は一部を返還することがある。

2 3月31日までに入学辞退の意思表示をした者については、入学金を除き、授業料、施設設備費及び実習費を返還する。

第9章 賞 罰

(表 彰)

第24条 生徒としてその善行が表彰に値すると認めるときは、教職員会の議を経て校長が表彰する。

(懲 戒)

第25条 本校の諸規則を守らず、生徒の本分に反する行為をした者に対し、教職員会の議を経て校長が懲戒する。

(1) 性行不良で改悛の見込みがないと認められる者

- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、生徒の本分に著しく反した者

第10章 科目等履修生

(科目等履修生)

第26条 削除

第11章 寄宿舍

(寄宿舍)

第27条 削除

第12章 健康診断及び健康相談

(健康診断)

第28条 本校は、毎学年定期に生徒の健康診断を行う。

2 必要があるときは、臨時に生徒の健康診断を行う。

3 前2項及び前項の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し並びに運動及び作業を軽減する等の適切な措置を取る。

(健康相談)

第29条 本校は、生徒の健康に関し、健康相談を行う。

附 則

1 この学則は昭和59年4月1日から施行する。

2 この学則施行に際し必要な事項は学校長が別に定める。

附 則

1 この学則は昭和60年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は昭和61年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は昭和63年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成4年4月1日から施行する。
ただし、平成4年3月在籍の生徒については、第18条の規定は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成5年4月1日から施行する。
ただし、平成4年度在籍の生徒の教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成6年4月1日から施行する。
ただし、平成5年度在籍の生徒については、第18条の規定は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成6年8月1日から施行する。
ただし、第13条の規定は平成5年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は平成7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成13年4月1日から施行する。
ただし、平成12年度在籍の学生の教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成15年4月1日から施行する。

ただし、平成14年度在籍の学生の教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成21年4月1日から施行する。
ただし、第7条の2の規定は平成20年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は平成21年4月1日から施行する。
ただし、第8条第1項については、平成20年9月1日から適用する。
- 2 本学則第19条第1項第3号の教員（専任）数は、平成22年度末までの間は、14名以上とし、鍼灸科の教員（専任）を7名以上とする。

附 則

- 1 この学則は平成22年4月1日から施行する。
- 2 本学則第19条第1項第3号の教員（専任）数は、平成22年度末までの間は、11名以上とし、鍼灸科の教員（専任）を7名以上とする。

附 則

- 1 この学則は平成24年4月1日から施行する。
ただし、平成23年度在籍の生徒の教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成26年4月1日から施行する。

ただし、平成25年度在籍の生徒の教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成27年4月1日から施行する。
ただし、平成26年度在籍の生徒の教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 2 第19条の2の規定は、平成27年2月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は平成28年4月1日から施行する。
ただし、第19条第1項第3号の教員（専任）数は、平成28年度末までの間は、4名以上とする。

附 則

- 1 この学則は平成30年4月1日から施行する。
ただし、平成29年度在籍の生徒の教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。